

## 函館市地域活性化交付金事業（DV被害者支援事業）補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、国の地域活性化交付金を財源とし、配偶者等からの暴力被害者（以下「DV被害者」という。）の支援に携わる団体の事業に要する経費に係る補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱における用語の定義は次に定めるところによる。

- （1）「一時保護施設等基盤整備事業」とは、暴力などから逃れてきた女性DV被害者を保護するための施設で、道立女性相談援助センターとの一時保護委託事業を受託している施設（以下「民間シェルター」という。）や、民間シェルター退所後などの被害者を支援者が見守りながら自立できるように中長期的な支援をするための施設（以下「ステップハウス」という。）の利用者の用に供する物品、および設備の購入等施設の基盤整備を図るための事業をいう。
- （2）「子どもサポート事業」とは、DV被害者に同伴する子どもの心のケアのためのカウンセリングや学習の遅れを補うための支援事業をいう。
- （3）「自立支援育成事業」とは、DV被害者の救済活動を安定して行えるよう専門の従事者を雇用し、支援体制の強化を図るための事業をいう。

### （補助対象者）

第3条 補助対象者は、次の各号のすべてに該当する特定非営利活動法人または社会福祉法人とする。

- （1）本市内で民間シェルターやステップハウスなどの一時保護施設を3年以上運営し、今後も継続した運営ができると見込まれるもので、配偶者等からの暴力に関する相談や被害者の保護に実績のあるもの。
- （2）本市内に主たる事務所を有し、DV被害者や同伴する子どもへの支援を行っており、補助金の交付により、現在実施しているDV被害者支援活動がさらに充実する見込みがあるもの。

( 補助対象経費 )

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は別表のとおりとする。

- 2 この要綱による一時保護施設等基盤整備事業または子どもサポート事業の実施における物品の購入等については、そのほかの補助対象経費とは区別するものとし、補助対象経費として計上できるのはそれぞれ 1 回を限度とする。

( 補助金の額等 )

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 10 分の 10 とし、予算の範囲内で補助するものとする。

( 補助金等交付申請書の添付書類 )

第 6 条 規則第 3 条第 1 項の申請書には、同第 3 条第 2 項第 1 号および第 2 号に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ( 1 ) 団体の規約および役員名簿
- ( 2 ) 団体の活動実績に関する資料
- ( 3 ) 一時保護施設等基盤整備事業の実施においては、運営する一時保護施設等の図面 ( D V 被害者が利用する居室の間取り図や整備個所を図面上で明示すること。 )、現状写真
- ( 4 ) 子どもサポート事業の実施においては、カウンセリングや学習内容に関する資料
- ( 5 ) 自立支援育成事業の実施においては、従事者の配置状況や支援の実施に関する資料
- ( 6 ) 物品の購入等を伴う場合は、その費用について業者等の発行する見積書
- ( 7 ) その他市長が特に必要と認める書類

( 補助金の交付 )

第 7 条 補助金の交付については、規則第 9 条第 1 項ただし書の規定による概算払とする。

( 補助事業等実績報告書の提出期限等 )

第 8 条 補助対象者は、規則第 13 条の補助事業等実績報告書を事業が完了したときからおおむね 30 日以内に市長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- ( 1 ) 補助事業等の実績書
- ( 2 ) 補助事業等の収支決算書
- ( 3 ) 補助対象事業の実施に要した費用を支払ったことを証する書類
- ( 4 ) 物品購入や施設の整備を行った場合には、記録写真その他の実施状況を明らかにするための資料
- ( 5 ) 自動車を購入した場合は、上記のほか自動車検査証または標識交付証明書の写し、車両販売店が発行する車両本体等価格の明記のある内訳がわかる書類
- ( 6 ) その他市長が特に必要と認める書類

#### ( 財産の管理 )

第 9 条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用が増加した財産について、台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 助成物品には「函館市地域活性化交付金 D V 被害者支援事業助成物品」と表示しなければならない。
- 3 補助事業者は、管理方法等について市長から協議の求めがあったときは、これに応じるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 2 5 年 5 月 3 1 日をもって、その効力を失う。
- 3 第 9 条の規定は、平成 2 5 年 5 月 3 1 日以前に交付決定された補助金については前項の規定にかかわらず、同日後においてもなおその効力を有する。

別 表

事業区分	対象経費
<p>1 DV 被害者一時保護施設等基盤整備事業</p>	<p>一時保護施設等の入所者が安全で健康な生活を行うために必要とみなされる物品や備品の新規購入費および購入に係る運搬搬入費，設置費，既設物品の撤去費など通常要する経費。ただし，短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品の購入費を除く。</p>
<p>2 DV 被害者子どもサポート事業</p>	<p>当該事業の実施に要する送迎車両の新規購入費および購入に係る諸経費，DV 被害者に同伴する子どものために行うカウンセリング等の実施に要する物品の購入費，当該年度の実施に係る従事者の人件費，カウンセラーや家庭教師への謝礼。</p>
<p>3 DV 被害者自立支援育成事業</p>	<p>当該事業の実施に伴い雇用するDV 被害者支援専門の従事者の当該年度の人件費（給与のほか法令等に基づき事業主として負担すべき経費を含む。）。</p>